

都市機能誘導区域内における届出の手引き

(1) 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のことです。

(2) 誘導施設とは

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能の増進に著しく寄与する施設のことです。

(3) 届出制度の内容

都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止する場合、休止または廃止する日の 30 日前までに、市長への届出が必要となります。

(4) 届出の対象となる都市機能誘導区域及び誘導施設

都市機能誘導区域	届出の対象となる誘導施設
JR 和田山駅周辺	官公署施設・生鮮食料品販売店舗（200 ㎡以上 500 ㎡以下）
一本柳交差点周辺	大規模商業施設（店舗面積 3000 ㎡以上）
朝来医療センター周辺	高齢者入所施設
JR 竹田駅周辺	生鮮食料品販売店舗（200 ㎡以上 500 ㎡以下）

※大規模商業施設、生鮮食料品販売店舗の店舗面積は、大規模小売店舗立地法に規定する小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む）を行うための店舗の用に供される床面積とします。

(5) 届出書類

届出書（様式第 21）正副各 1 部を朝来市 都市政策課に届出（法施行規則第 55 条の 2）

(6) 届出の流れ

①事前相談（都市機能誘導区域、
誘導施設の確認）
朝来市 都市政策課



②誘導施設の休止または廃止の届出
休止または廃止する 30 日前まで

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

（宛先）朝来市長

届出者 住 所

氏 名 印

都市再生特別措置法第108 条の2 第1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - （1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - （2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。